



空き家バンクの流れ

空き家所有者版

準備

- 権利の整理。空き家の所有者が申請できます。ご親族とも相談しましょう。
- 空き家の痛み具合、下水道やお風呂などはどうか？家電や物品の処分は？
- 市場に流通している空き家（不動産屋と契約しているなど）は対象外です。
- その他にも条件がございますので、詳しくはお問い合わせください。



物件 登録申請

- 申請書類を郵送もしくは窓口にて、都市政策課へ提出してください。
- 申請書類：①空き家バンク物件登録申請書、②空き家バンク物件登録カード
- ③その他必要な添付書類については、**裏面をご覧ください**



空き家 立会い

- 市の担当者が、空き家の状態を確認、聞き取りを行います。
- 内部の写真撮影や、間取図作成を行います。
- 立会いをお願いします。やむを得ない事由がある場合はご相談ください。



空き家バン ク掲載

- インターネット及び窓口で空き家の情報を見ることができるようになります。
- 掲載される主な内容：写真、間取図、希望価格、町名までの住所など
- 掲載されない内容：物件所有者の氏名・住所・電話番号など、物件の番地



利用希望者 へ連絡

- 市の登録を受けた空き家利用希望者から交渉申込みがあったら、市から通知が届きます。
- 氏名、年齢、家族構成、連絡先が書かれた書面が同封されています。
- 空き家所有者の方から、利用希望者の方へご連絡頂き、交渉開始です。



交渉

- 空き家や敷地に関する重要な事項を説明した上で、価格や条件を交渉してください。
- 内部見学に対応される場合の鍵の管理は、ご自身で行っていただきます。



交渉結果 報告

- 交渉の期限は特にありません。なお、市は交渉や契約に干渉いたしません。
- 成立・不成立に関わらず、結果はすみやかに市への報告が必要です。
- 空き家バンクの物件登録の有効期限は2年間です。



登録申請の添付書類について

売買希望	賃貸希望	必要書類	取得できる窓口	備考
○	○	建物の 「登記事項証明書」 又は「登記簿謄本」	法務局 (全国どの法務局でも可) (郵送請求も可能)	* 1 * 2
○	不要	土地の 「登記事項証明書」 又は「登記簿謄本」	法務局 (全国どの法務局でも可) (郵送請求も可能)	* 1
○	○	不動産登記法第14条第1 項の地図またはそれに準 ずる図面(公図や字図) の写し	法務局 (全国どの法務局でも可) (郵送請求も可能)	* 1 空き家等の位 置を記入して ください(丸 印など)
○	○	建物の 「公課証明書」、又は 「課税資産明細書 * 3」	佐世保市役所 2階 市民税課 (代)0956-24-1111 (郵送請求も可能)	課税資産明細 書 * 3 は写し で可
○	不要	土地の 「公課証明書」、又は 「課税資産明細書 * 3」	佐世保市役所 2階 市民税課 (代)0956-24-1111 (郵送請求も可能)	課税資産明細 書は写しで可
○	○	空き家の写真 (現況及び全景)	※遠方にお住まい等でご用意 が難しい場合、空き家立会 いの際に市職員が撮影させて いただくことも可	計 3 枚程度

上の表の他、市長が必要と認める書類の添付を求める場合があります。

- * 1 申請日前**3か月以内**に交付されたものに限る。
- * 2 未登記建物である場合、代わりに公課証明書(佐世保市 市民税課で取得)でも可。
- * 3 課税資産明細書とは、固定資産税の徴収金額について佐世保市 資産税課から送られてくるもの。

<お問い合わせ・郵送先>

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1-10 佐世保市役所 本庁舎 8階 都市政策課

電話：(代)0956-24-1111 (内線2807) FAX：0956-25-9678 メールアドレス：tosise@city.sasebo.lg.jp